令和４年度　第１回沼津市総合教育会議

日時：令和４年10月25日(火)10:00～
場所：沼津市水道部庁舎　３階会議室

＜　次　第　＞

１　開会

２　市長挨拶

３　教育長挨拶

４　協議・調整事項

「地域総がかりで取り組む教育」について

５　閉会

令和４年度　第１回沼津市総合教育会議「地域総がかりで取り組む教育」

【テーマⅠ　学校規模・学校配置の適正化について】

よりよい教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図るため、策定した基本方針に基づき、学校規模・学校配置の適正化を進めているが、これまでの経過や最新の児童生徒数の将来推計値等を踏まえ、今後の方向性について意見交換を行う。

１　本市における基本的な考え方

児童生徒にとってよりよい教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることを一番の目的とする。同時に、小中学校は、地域の防災拠点や地域住民の交流の場として活用されるなど地域コミュニティの形成に重要な役割を担っているため、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行っていく。

２　沼津市の現状

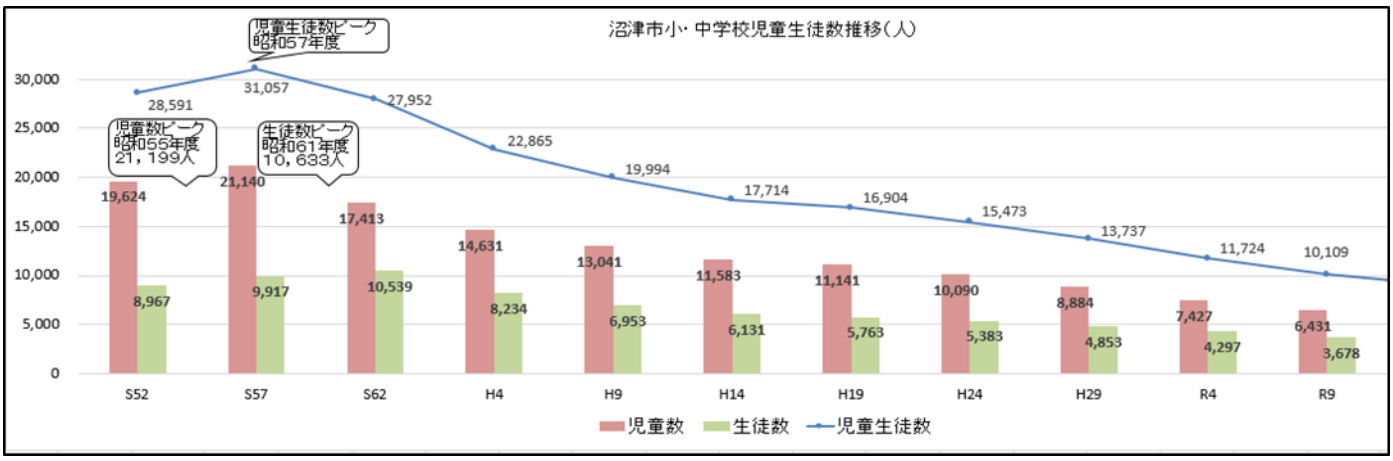

３　これまでの取組における成果と課題

(1) 教職員、児童生徒及び保護者アンケートより抜粋

・いわゆる中１ギャップも見られず、子供たちは学校生活にスムーズに対応している。

・子供の人数が少ない中で、一貫校化して人数も職員も増えたので、様々な体験や新たな人間関係が生まれて良かった。

・人数が増えれば、気の合う友達に出会える可能性が増える。PTA 役員は、何度も回ってくる確率が減る。役員数、活動が減っていくのは、正直ありがたい。

・遠くなったので、とにかく朝早く、帰りが遅くて大変。低学年にはきつすぎる。半年すぎてから、少しずつその生活に慣れてきた感じである。

・生徒指導の場面において、小学校型の丁寧な指導と、中学校型のチーム型の指導の良さが生かされるなど、互いの校種の思いや考えを尊重しながら、新しい学校文化を創っていこうとする教職員の姿が見られた。

(2) 令和３年度実施アンケート結果より抜粋

●小中一貫校化したことについて、どのように思いますか。

戸田小中一貫学校児童生徒

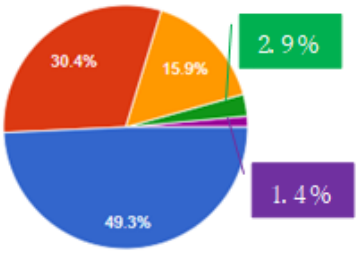

長井崎小中一貫学校児童生徒

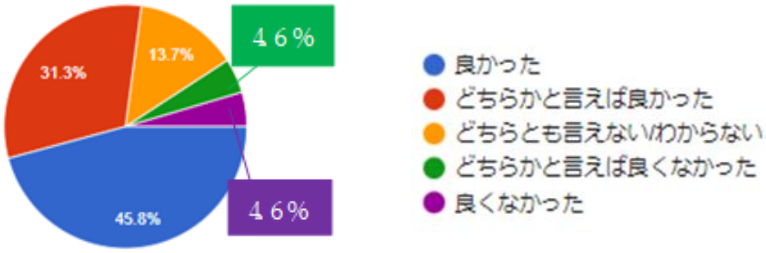

●登下校が大変になったと思いますか。

長井崎小中一貫学校児童生徒

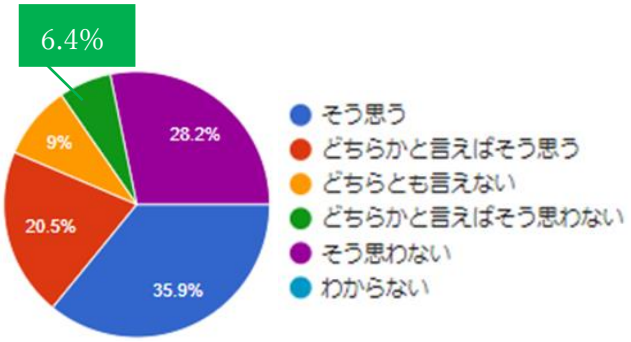

※Ｒ３文科省による全国実態調査より

●統合後の通学時間が最も長い児童の通学時間（小学校）

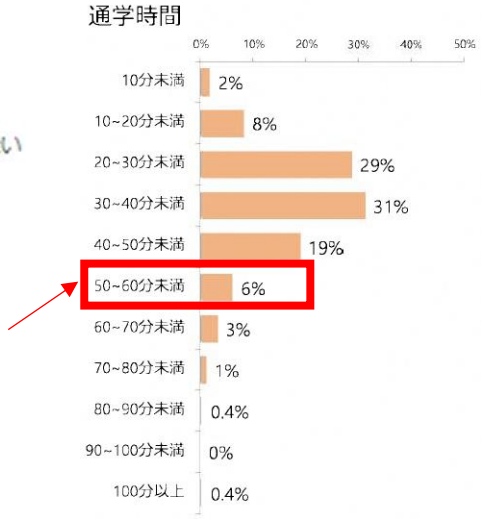

４　他市における適正化の現状

市	進　捗	備　考
静岡市	・中藁科地区と清沢地区にある３つの小学校と１つの中学校を、全て統合（小中一貫校化）する要望が自治会連合会から提出される。 ・R4.4　３小１中を統合、一貫校化し、両河内小中学校を開校 ・R2 年度から蒲原地区において２小１中の統合、一貫校化に向けて検討中。	・R4 年度、小学校 85 校、中学校 43 校。 ・適正規模・適正配置方針の改定に向け、今年度から検討を開始。
伊豆市	・R7.4　３中学校を統合し新中学校の開校に向け準備中。	・R4 年度、小学校７校、中学校３校、義務教育学校１校。 ・ジェンダーを配慮した制服に決定。 ・通学方法 ２km未満…徒歩 ２～４km…自転車 ２km以上…路線バス （新中学校にロータリーを設置）
下田市	・R4.4　４中学校を統合した新中学校が開校。	・R4 年度、小学校７校、中学校１校 ・自転車損害賠償保険等加入に係る補助金（費用の 1/2 上限¥1,000） ・スクールバス２台配備 ・自転車購入費の 1/2、路線バス定期全額

令和４年度　第１回沼津市総合教育会議「地域総がかりで取り組む教育」

【テーマ２　コミュニティ・スクールについて】

地域総がかりで子供たちを育てることが出来るよう、順次、コミュニティ・スクール（学校運営協議会・地域学校協働本部）を導入し、地域と学校の連携協働に向けた体制整備を図っているが、今後の推進に向け意見交換を行う。

１　基本的な考え方

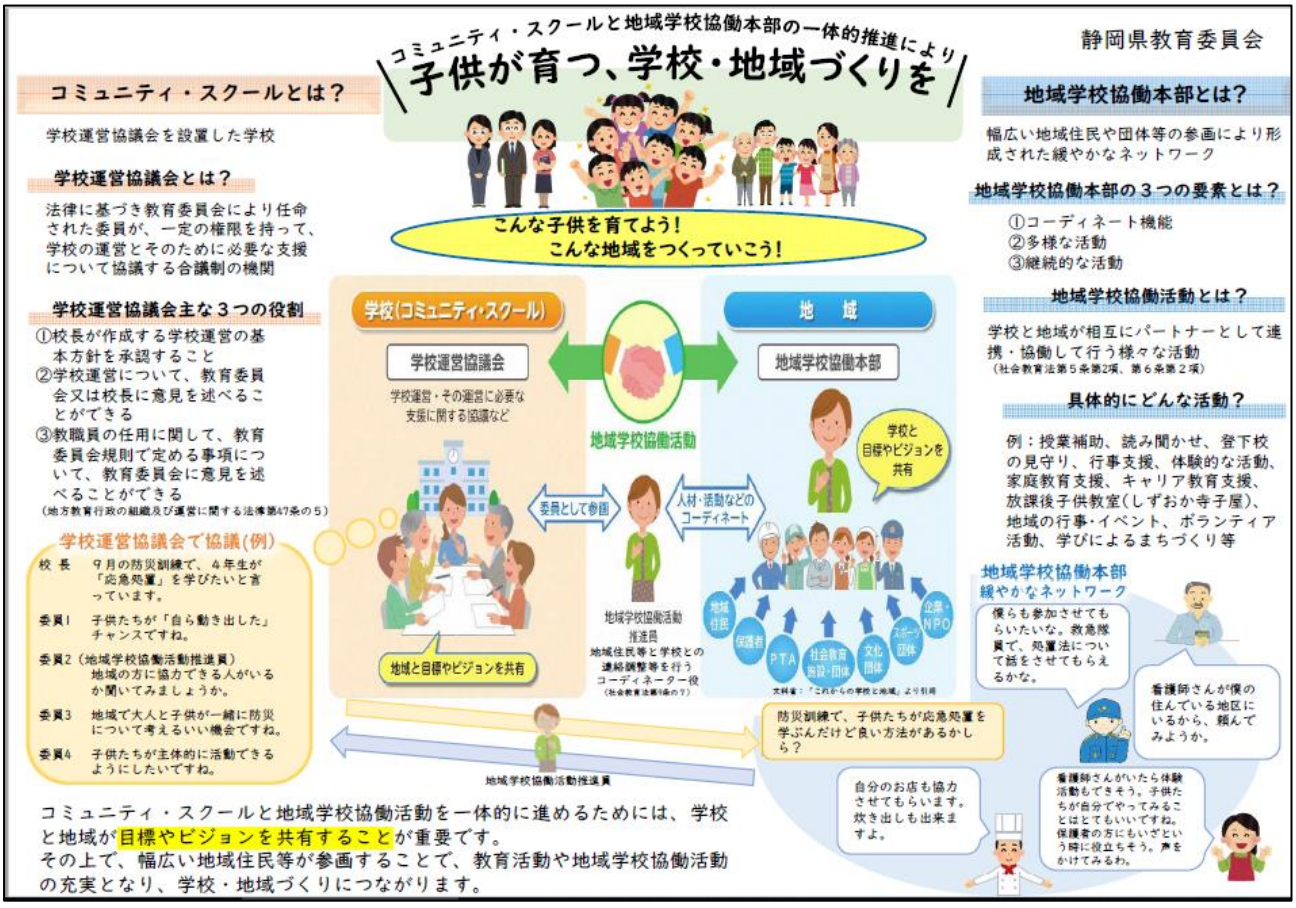

２　コミュニティ・スクールの魅力

子供にとっての魅力	● 子供たちの学びや体験活動が充実します。 ● 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。 ● 地域の担い手としての自覚が高まります。 ● 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。
教職員にとっての魅力	● 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。 ● 地域人材を活用した教育活動が充実します。 ● 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。
保護者にとっての魅力	● 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。 ● 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。 ● 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
地域の人々にとっての魅力	● 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。 ● 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。 ● 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。 ● 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

３ 本市における進捗状況

(1) 設置状況　※Ｒ４については、設置予定

令和２年度　第五中学校区　大岡中学校区

令和３年度　片浜中学校区　静浦小中一貫学校区

令和４年度　第三中学校区　金岡中学校区　浮島中学校区　門池中学校区

(2) 具体的な取組

＜大岡中学校区＞※令和３年度 第４回学校運営協議会資料より

「子供のために、先生、学校とサポーターが　win　win！」
小学校５・６年生家庭科のミシン授業支援の様子　（「大岡小学校便り」より抜粋）

支援初日です。支援についての説明の後、いざ、家庭科室へ→

温かな眼差しで子供たちを見守り、手をさしのべて下さいました。

２回目以降の様子です。すっかり溶け込み、子供たちも安心して学習をすすめられています。

＜片浜中学校区＞※令和３年度 地域広報紙より

エプロンタイム 2002年～

子供たちは レパートリーが増えて、家でもお料理上手になっています。

幼稚園ボランティア 2000年～

昔なつかしい こずわ幼稚園で園児と遊ぶのは楽しいです。（中学生）

ベビーシッターボランティア 2001年～

中学生の仲良しペアが、面倒をみたり、一緒に遊ぶ活動です。

通学合宿 2008年～

約40名の小学生が２泊３日で正覚寺に泊まり、お寺から学校に通います。

※これまでに取り組んできたことも、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協力しています。

令和４年度　第１回沼津市総合教育会議「地域総がかりで取り組む教育」

【テーマ３　中学校部活動の地域移行について】

中学校部活動は、少子化等の影響から生徒のニーズにあった部活動が提供できないこと、教員の負荷要因になっていること等から、学校だけで担うことが難しくなっている。

文部科学省は中学校部活動を段階的に地域移行させる方針を示し、まずは休日の活動について、来年度からの３か年を改革集中期間と位置づけ、市に移行推進を求める見通しである。

将来的には、平日を含む全ての活動を学校教育から切り離すことを見据えたものであり、この実現には、多くの解決すべき課題があることから、改革の方向性等について意見交換を行う。

１　国の基本的な考え方

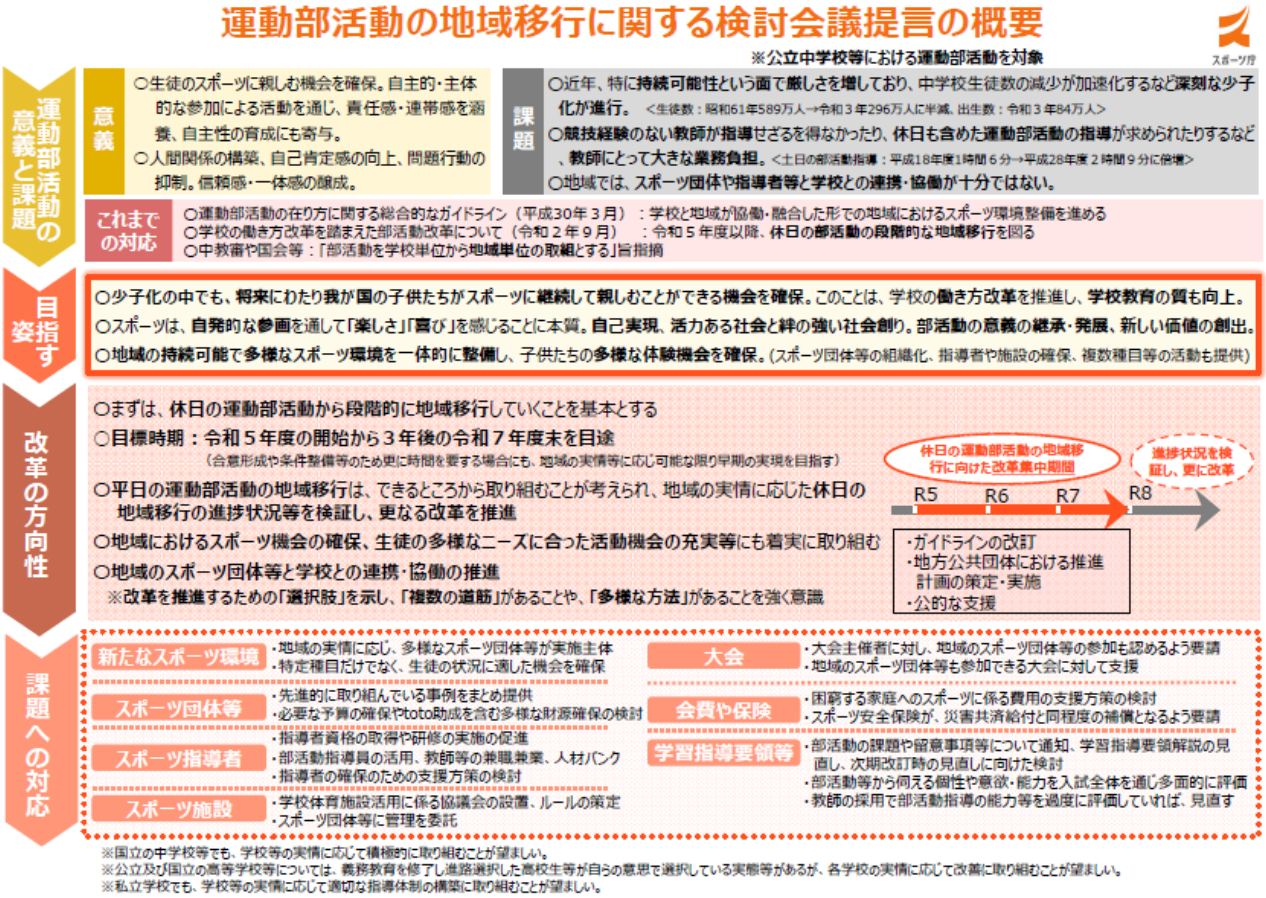

２　中学校部活動の未来像

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第２章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。　<令和４年度から令和６年度の取組を例示>

【資料】ｽﾎﾟｰﾂ庁　運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言概要

３　沼津市の中学校部活動の現状

（1）　運動部 15 種類、文化部 ８ 種類

（2）　指導者は「教員」「部活動指導員」「外部指導者（ボランティア）」

（3）　任意加入が 16 校、全員加入が ２ 校

（4）　平日の休活動日は、週1日が8校、週2日が9校（※市立高中等部は部活ごと異なる）

４ 解決すべき課題等

［具体的課題への対応］

【資料】ｽﾎﾟｰﾂ庁 運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言概要

	現状と課題	求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第３章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について**先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。** ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、**必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援**も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第４章）	・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。	○ **指導者資格の取得や研修の実施の促進。**JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ **部活動指導員**の活用や、**教師等**による兼職兼業、**企業・クラブチームや大学**からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した**人材バンク**の設置など。**指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策**の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は**許可の対象となり得る例を周知**するとともに、教育委員会は**兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。**
スポーツ施設の確保方策（第５章）	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	○ **学校体育施設の活用**を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、**利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整**を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどして**スポーツ団体等に委託。**
大会の在り方（第６章）	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○ 令和5年度以降は、**国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。**地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の**成果発表の場としてふさわしい大会を整備。** ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、**全国大会の開催回数の精選**を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、**大会運営体制について適切に見直す**ことを要請。
会費の在り方（第７章）	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	○ **学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等**の支援。 ○ 例えば、**地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助**や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、**国による支援方策**も検討。
保険の在り方（第８章）	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ **スポーツ安全保険**について、**災害共済給付と同程度の補償**となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方（第９章）	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。	○ **学習指導要領：**部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。**次期改訂時**（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、**地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働**を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ **高校入試：**部活動の活動歴や大会成績のみではなく、**部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、**調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など**入試全体を通じて多面的に評価。** ○ **教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等**について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において**過度に評価していることがあれば、適切に見直し。**

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）
運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

５ 先進都市等の状況

都市名	運営団体	指導者	概要
茨城県つくば市	・市民団体協議会 ・総合型ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	・地域指導者 ・社会人、大学生 ・教員（兼業）	・校長や PTA を中心に市民団体を設立 ・多種目にわたる地元のクラブと連携
富山県南砺市	・体育協会	・社会人	・小学校から中学校まで一貫した指導体制の構築を目指す
東京都日野市	・民間ｽﾎﾟｰﾂ事業者	・地域指導者 ・民間指導者	・地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に休日指導
滋賀県彦根市	・地域学校協働本部	・地域指導者 ・退職教員 ・部活動指導員	・地域学校協働本部において、ｽﾎﾟｰﾂ団体等の協力を得ながら、休日・放課後活動の一環として実施
静岡市 （※計画段階）	・行政	・地域住民 ・教員	・平日は「拠点校式」、休日は地域展開部活動「シズカツ」を両輪で推進